



議案第五号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例の一部
改正について

次のとおり、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の
規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「十万七千円」を「十三万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和四十五年十月一日から、この条例の施行の日の前日までの間に、教育長に支払われた給与は、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。